COP28 政策概要：
世代間気候正義のための行動の呼びかけ

はじめに

2023 年は史上最も暑い年となった。熱波、干ばつ、山火事、洪水など、世界各地で前例のない異常気象が発生し、人々と地球に深刻な影響を与えている。気候ショックにとりわけ脆弱なグローバルサウスのコミュニティに住むユースや子ども、特に女の子やユース女性が、最も大きな影響を受ける。

今年開催される第 28 回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）は、子どもやユースにとって大きな意味を持つ。プラン・インターナショナルは、アラブ首長国連邦（UAE）の COP28 議長が「COP28 においてユースの声を前面に押し出し、中心に据える」ことの緊急性を認識し、「ジェンダー視点に立った公正な移行への共同コミットメントと、女性と女の子のための気候変動資金への直接アクセスの重要性を強調するために、すべてのステークホルダーを結集する」努力を行っていることを歓迎します。

本資料は、COP28 に向けて、世代間気候正義のための行動の呼びかけと、気候危機に対処するための 5 つの具体的な解決策を提示したものである。

1. 気候危機が女の子に及ぼす不平等な影響を認識し、子どもの権利擁護のための気候政策と行動を取る。
2. 気候変動対策や政策プロセスにおける女の子のリーダーシップを支援し、活動に必要な支援を行う。
3. ジェンダーを考慮し、女の子やユース女性が利用しやすい気候変動資金を増やす。
4. 損失と損害の財務ガバナンスと意思決定プロセスに子どもの権利を組み込む。
5. レジリエントで、ジェンダー・トランスフォーマティブな気候教育と保健システムに投資し、実施する。

提言

1. 気候危機が女の子に及ぼす不平等な影響を認識し、子どもの権利擁護のための気候政策と行動を取ること

気候危機は、子どもやユースが今日直面している世代間不公正の最たるものであり、特に低所得国の子どもの権利、特に教育、食料、健康、保護に対する権利は、気候危機によって損なわれ、負の影響を受けている。女の子、先住民の子ども、障害を持つ子ども、難民、移民、避難民の子どもなど、経済的に疎外され、差別されている子どもは、気候変動の影響でさらに不平等に苦しめられている。

既に 10 億人の子どもが、気候変動が引き起こした極めて高いリスクにさらされている。気候変動に関連して生じている世界の疾病の実に 88%は、5 歳未満の子どもが占めている。差別的な社会規範やジェンダー規範は、女の子や女性が気候変動の影響をより大きく受け、こうしたショックに対

処し、回復力を構築するための資源は僅かであることを意味する。適応と軽減の取り組みにおいてジェンダーを考慮しないと、既存の構造的不平等をさらに悪化させ、女の子の健康、安全、生活に明確な脅威をもたらす。

COP28 は子どもの権利を擁護すべき

COP28 は、議定書で子どもの権利の支持を約束し、グローバル・ストックテイクは子どもの権利を支持する取り組みを盛り込まなければならない。

COP28 議定書は:

a. すべての締約国に対し、気候危機が子ども、特に女の子に及ぼす不平等な影響を認識し、これに対処するための対策を、改訂された国が決定する貢献および国別適応計画に盛り込むよう促す。また、各国は子ども、ユース、気候変動対策に関する宣言に署名し、実施すべきである。
b. COP27 での進展を踏まえ、実施に関する補助機関に対し、子どもと気候変動に関する専門家による対話を開催し、気候変動対策と世代間の公平性を強化する方法を検討するよう求める。これは、変革的な成果につながる革新的な世代間対話に参加する機会となる。

グローバル・ストックテイク[1]の最終成果は:

a. 子どもを特別な保護と投資を必要とする極めて脆弱な集団として認識し、特に、交差し複合した差別と不平等を経験している子どもに注意を払う。
b. 軽減、適応、損失と損害、気候資金において、あらゆる年齢層にわたり、子どもとジェンダーに対応した措置を含めるよう求める。
c. 国が決定する貢献を含め、子どもやジェンダーに対応した気候変動対策や政策を強化するため、年齢やジェンダー別のデータの収集、利用、報告を求める。
d. あらゆるレベルの意思決定プロセスにおいて、子どもが権利保有者であり変革の主体であることを認識し、意義ある安全な参加の必要性を強調する。
e. 気候変動対策への取り組みは、国連子どもの権利条約、清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する人権、世代間衡平性の原則を含む、各国の人権保障義務に沿ったものでなければならないことを確認する。

2. 気候変動対策や政策プロセスにおける女の子のリーダーシップを支援し、活動に必要な支援を行うこと

気候危機の最前線にいる人々が、意思決定プロセスの枠外に置かれてはならない。気候危機は、私たちの世代における最大の不公正であり、気候ショックに脆弱なコミュニティのユース女性と女の子が最も影響を受けている。だが、気候変動に関する交渉や意思決定における、積極的なステークホルダーとして、彼女たちが参加する機会は限られている。多様な女の子を含むユースの権利が、気候変動対策の意思決定の中心になければならない。彼らは、気候危機に対処するための知識、解決策、そしてリーダーシップをもたらし、それらは意思決定のあらゆるレベルに組み込まれなければならない。

[1] グローバル・ストックテイク(GST)とは:温室効果ガスの排出量削減に関する国際的な枠組み「パリ協定」の長期目標達成に向け、世界の国々の実施状況を国際的に評価する仕組みのこと。各国政府が、気候計画において「これまでに何を達成したか」「目標を達成するために、あと何をするべきか」を特定できるようにし、より野心的な気候変動対策を行うようにするためのもの。

2021 年のプランの調査によると、思春期の若者の 91%が、「気候変動政策の意思決定プロセスに参加するのは難しい」と回答している。パリ協定の実施に関する交渉に参加する方法を知っていたのはわずか 5%だった。しかしながら、女の子やユース女性は気候変動問題に関して積極的にキャンペーンを行っている。気候変動と環境悪化は、若いフェミニスト活動家にとって優先課題であり、40%超がこの問題について積極的に提唱していると回答した。

あらゆるレベルの政府は、政策立案、実施、測定への参加を増やし、気候変動プロセスや交渉に有意義に参加する機会を設けることを通じて、気候危機への対応におけるユース女性と女の子のリーダーシップと発言力を支援しなければならない。

COP28 を通じて、すべての締約国に以下を促す必要がある:

a. 地域、国、地域、国際レベルで、女の子が気候変動と気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）のすべてのプロセスに参加できるようにし、気候変動プロセスがすべての人にとって包摂的なものになるよう支援する。
b. 気候関連の意思決定に女の子とユース女性が効果的に関与できるよう、追加予算を割り当て、あらゆるレベルの政府の能力を強化する。
c. ジェンダーと社会的平等、気候変動と災害に関する一般市民の教育と認識を高め、女の子とユース女性が気候変動運動を主導するための、快適な開かれた市民スペースをつくる。
d. ユース気候変動審議会を含め、女の子やユース女性を含むユースが政策立案や実施に参加することを奨励する公式なメカニズムを構築し、維持する。
e. 以下の有意義かつ安全な方法で、女の子があらゆる形態の気候変動対策に参加する権利を明確に認識し、促進する:

 i. 気候変動対策や政策プロセスへの参加におけるジェンダーや年齢特有の障壁に対処し、幼少期、思春期、成人期を通じて女の子の有意義な参加を促進する環境を整える。
 ii. 思春期の女の子とユース女性が、気候政策とプログラムの開発、見直し、実施、監視に有意義に関与する機会を確保する。
 iii. 災害リスク、気候の影響、リスク軽減策、関連する政策枠組みに関する情報に容易にアクセスできるようにし、年齢やジェンダーに対応し、このような情報の提供における政府の役割を認識する。

3. ジェンダーに配慮し、女の子やユース女性が利用しやすい気候資金を増やすこと

気温上昇を 1.5℃に抑えるという目標を達成し、気候危機の影響からコミュニティを守るために必要な気候変動対策を実施するためには、資金が鍵となる。しかし、世界的な気候資金は、特に適応のギャップや損失と損害への対応において、未達成かつ不十分であり、子ども特有のニーズや視点に応えられていない。女性と女の子は、気候変動の影響を不平等に受けている。同時に、気候危機の最前線にいる彼女たちは、レジリエンス（強靭さ）を構築するための効果的な対応と戦略を開発するリーダーである。だが、ジェンダー平等を主要な目的とする気候変動対策への世界的な投資は極めて低く、気候変動関連の政府開発援助(ODA)（2018～19 年）の約 2.4%にとどまっている。

プラン・インターナショナルもメンバーである「子どもの環境権イニシア ティブ（Children's Environmental Rights Initiative）」の最近の報告書では、国際的な気候変動資金につい て、初めて子どもに焦点を当てたレビューが行われている。これは、UNFCCC とパリ協定に貢献する主要な多国間気候基金（MCFs）、すなわち適応基金（AF）、緑の気候基金（GCF）、地球環境ファシリティー（GEF）の後発開発途上国基金（LDCF）と特別気候変動基金（Special Climate Change

Fund）から資金提供を受けているすべての承認済みプロジェ クトとプログラムに焦点を当てたものである。

COP28 は：

a. 既存の ODA に新たな気候資金を追加的に提供し、子どもと子どもに不可欠な社会サービス、特に女の子と最もリスクにさらされている子どもをその取り組みの最前線に据えることにより、適応のギャップを早急に埋め、損失と損害に対する資金を提供する。気候資金は、特に適応と損失と損害のために、主に補助金の形で提供されるべきである。
b. 教育、保健、食料と栄養、クリーンエネルギー、水、衛生、子どもと社会的保護サービス、災害リスク削減など、子どもに対応した介入を通じ、気候変動に対する子どもに不可欠な社会サービスの回復力強化のための投資を優先する。
c. あらゆるレベルにおいて、またプロジェクト・サイクルのあらゆる段階において、気候資金に関する意思決定プロセスに、多様な女の子を含む子どもの有意義な関与と参加を組み込む。
d. **金融に関する常設委員会**（SCF）の包括的な見直しを求め、同委員会の権威において、人権、特に子どもの権利へのより強い配慮を確保する。SCF は、気候資金の一貫性と調整において重要な役割を果たしており、気候変動対策における子どもの権利を優先し、保護すべきである。
e. 子どもとジェンダーに対応した野心的な新共同数値化目標（NCQG）を求め、必要とされる規模で、子どもとジェンダーに対応した成果を出すことに特化した特定の資金枠を組み込む。NCQG に関する臨時の作業プログラムは、提出物や技術専門家対話への参加を含め、介入するための複数の機会を提供する。気候資金に関する数値化された集団的目標の設計と配分は、子どもの権利と、途上国および脆弱で紛争の影響を受けやすい状況のニーズと優先事項を考慮しなければならない。
 i. 気候資金調達において、人間中心、権利ベース、子どもとジェンダーに対応した姿勢を強化する。
 ii. 影響を受ける女の子やユース女性とそのコミュニティの意思決定力と、彼らの直接実行力を強化する、地域主導の適応のための資金を拡大する。各国は、現地主導の適応のための原則に注力し、実施すべきである。
 iii. 女の子、女性、子ども、ユース、先住民族、その他疎外されがちな集団の権利とニーズに応え、利用しやすい資金でなければならない。
 iv. 現在及び今後の気候ショックやストレスに適応し、それに対する回復力を強化するために、飢餓に見舞われている国が気候資金を利用できるよう支援する。

4. 損失と損害の財務ガバナンスと意思決定プロセスに子どもの権利を組み込むこと

COP27 において、損失と損害基金を含め、損失と損害に対応する資金計画を確立するという重要な決定がなされたことは、損失と損害への対応において重要な一歩であり、気候変動交渉において待ち望んでいた突破口となった。損失と損害基金と同計画は、気候変動対策への資金調達に関する過去の経験から学び、子どもたちを主要なアクターとして統合する機会を提供する。

世界中の子どもやユースが、異常気象の増加に直面している。現在の気候政策の約束が守られたとしても、2020 年に生まれた子どもは、1960 年に生まれた人と比べて、異常気象を 2～7 倍も経験することになる。気候危機は、災害の数を大幅に増加させており、2015 年の 400 件から 2030 年までには 560 件になる。

損失と損害の影響は、不平等の拡大、飢餓、教育や保健サービスへのアクセスの欠如、生計への脅威、ジェンダーに基づく暴力(GBV)のリスク、早すぎる強制された結婚、愛する人の喪失など、ユースや子どもの日常生活で経験される。

COP28 は：

a. 損失と損害に関するユース連合の COP28 への要求と、損失と損害に関する暫定委員会への子どもの環境権計画の提出を支援する。新たに義務付けられた損失と損害基金や、より広範な損失と損害への融資は、以下のような方法で子どもを中核に据える必要がある。
 i. 子どもの権利を指針として取り入れる。
 ii. 設計、監視、実施を含むプロセスに子どもを有意義に参加させる。
 iii. 子ども特有のニーズや脆弱性を考慮すること。
 iv. 子どもとその家族のための資金へのアクセスを確保する。
 v. 子どもに対する説明責任と司法へのアクセスを確保する。
 vi. 教育、保健、栄養、子どもの保護、社会的保護、水と衛生（WASH）など、子どもにとって重要なサービスを再建・回復することにより、子どもに投資する。
b. 新たな損失と損害基金の運営規定、説明責任メカニズム、ガイドラインにおいて、子どもとその権利の明確な言及を求める。
c. 損失と損害基金が、既にコミュニティで損失と損害の最悪の影響を経験している子どもを優先して、子どもの権利と世代間の不公平に対応し、子どもに対応したものであるようにする。
d. 地元コミュニティ専用の資金窓口を設けること。コミュニティの窓口は、直接子どもやその家族、団体に、助成金やその他の形態の資金を提供すべきであり、それによって、気候資金へのアクセスを、より包摂的で公平なものとし、子ども特有の優先課題に取り組む上で効果的なものとする。

5. レジリエントで、ジェンダー・トランスフォーマティブな気候教育・保健システムに投資し、実施する

教育制度は、子どもやユースが、自身の生活と未来に影響を及ぼす現在進行中の世界的危機について学ぶ機会を増やすために、気候変動対策を支援するように設計されなければならない。教育は、リスクの特定、軽減、早期警報システムと早期行動、災害対策、人命救助のための情報と技能、異常気象への対応と適応行動についての理解と技能を高めること ができる。女子教育は、影響力のある気候変動対策と強く結びついている。女子教育に力を入れている国は、女子教育のレベルが低い国に比べ、干ばつや洪水による被害がはるかに少ない。

異常気象による災害は、きれいな空気、安全な飲料水、栄養、シェルター、安全性など、身体的・精神的健康の基本的決定要素に重大な課題をつきつける。気候ショックやストレスは、特に思春期の女の子を、トラウマや予定外の妊娠につながる性的暴行を含むジェンダーに基づく暴力（GBV）、人身取引、早すぎる強制された結婚などの有害な行為の高いリスクに日常的にさらす。また、性と生殖に関する健康(SRH)、家族計画サービス、産前・産後ケアへのアクセスも阻害される。人道的な環境で避難生活を送る女の子や女性にとって、SRH サービスへのアクセスの欠如は、死亡の主な原因となっている。このことは、思春期の女の子を世代間の貧困、脆弱性、そして更なる疎外という

悪循環に陥れ得る。気候変動による健康への直接的な損害コストは、2030 年までに年間 20 億～40 億ドルになると推定されている。

COP28 は、すべての締約国に以下に合意するよう奨励しなければならない：

i. 国別適応計画を含め、あらゆるレベルの気候・災害リスク軽減政策、計画、行動に沿った教育・保健システム全体にわたる予測行動の重要性を認識し、統合する。
ii. 教育および保健におけるあらゆるレベルの包摂的で保護的かつジェンダーに対応した予測行動に情報を提供し、教育および保健における予測行動プログラムの設計、実施、監視において、あらゆる多様性の女の子の参加に対する年齢およびジェンダー特有の障壁に対処し、これを軽減するために、性別、年齢、障害別に細分化された社会人口統計学的データの利用可能性を高める。
iii. 思春期の女の子とユース女性の教育と性と生殖に関する健康と権利に影響を与える気候ショックに直面し、NDC の適応戦略の一環として、教育・保健システムを強化し、強靭性向上のために資金を提供する。
iv. 栄養不良、マラリア、下痢、熱ストレスなどの回避可能な気候変動関連死を防ぐために、保健システムを強化する。これには気候変動の影響を受ける状況において、最も弱い立場にある子ども、思春期の女の子、若い女性を含む。

結論

COP28 で行動する義務は、これ以上ないほど緊急である。現在のユース、将来の世代、そして地球の権利と幸福が危機に瀕している。人為的な気候変動がもたらす深刻な影響を将来の世代に引き継ぐことは、モラルとリーダーシップの欠如である。

ユースたちは、気候変動に対して非常に脆弱な国に住む 30 億人を超える人々とともに立ち上がるため、あらゆるレベルにおける政治的リーダーシップ、行動、協力を求めている。誰もが果たすべき役割を担っている。プランは、COP28 の意思決定者に対し、気候危機に対処するために有意義な行動をとるよう呼びかける。最も脆弱な女の子やユース女性を含め、今日の子どもやユースの運命が危機に瀕している。彼らの参加が必要である。彼らの声と解決策に耳を傾け、行動を起こさなければならない。

付録：プランの気候に関する調査と報告書

- **Adolescent girls in crisis: Experiences of migration in Central America and Mexico,** 2023
- **Adolescent Girls in the Climate Crisis: Voices from Zambia,** September 2021（邦訳「気候危機における思春期の女の子たち:ザンビアとジンバブエからの声」）
- **Climate Justice: Loss and Damage Finance for Children. Transmission to Transitional Committee,** August 2023
- **Disaster risk reduction and climate change adaptation,** Accessed October 2023
- **From the frontlines: Youth call for action to address loss and damage caused by climate change,** October 2022（邦訳「最前線から」）
- **Girls' activism and leadership for climate justice in Asia and the Pacific,** May 2023
- Real Lives, Real Choices Climate Change and Girls Education: Barriers, Gender Norms and Pathways to Resilience (Forthcoming, November 2023)
- **Reimagining Climate Education and Youth Leadership,** 2021
- **Safe Schools Global Programme - Our goals** Bangladesh, 2022
- **Supporting women to take the lead in renewable energy,** July 2023
- **Young People and Green Skills: Preparing for a sustainable future** Kenya, 2022（邦訳「ユースとグリーンスキル～持続可能な未来への準備」）
- Youth Leadership in Climate Policy Workbook
 Working with young people to adapt cities for climate resilience, October 2021
- 気候変動と女の子の権利～新たな取り組み～（2020 年）
- 気候変動教育とユース・リーダーシップの再考：調査レポート（2021 年）
- 目標未達：子どもたちのための気候資金格差への対応(2023 年)